

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	区保健福祉センター、大阪市保健所、動物管理センター
処分の名称	措置命令
概要	飼い犬は、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法により、常に係留しておくことが飼い主に義務付けられています。しかし、公道の電柱などに常に飼い犬を係留している場合や敷地内に係留していても容易に敷地外に顔を出すことができ人を咬んだあるいは咬むおそれがある場合あるいは咬み癖のある犬の飼い主に対し、その実情に応じて適切な措置を命じます。
根拠法令等 及び条項	大阪府動物の愛護及び管理に関する条例第16条
処分基準	<p>《大阪府動物の愛護及び管理に関する条例》 （犬の飼養者の遵守事項）</p> <p>第4条 犬の飼養者は、その飼養する犬（以下「飼い犬」という。）を、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、常に係留しておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 飼い犬をおりに入れて飼養し、又は囲い等の障壁の中で飼養するとき。</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、若しくは移動し、又は運動させるとき。</p> <p>(3) 警察犬、狩猟犬又は身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をその目的のために使用するとき。</p> <p>(4) 前3号に該当する場合のほか、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場合として規則で定めるとき。</p> <p>（措置命令）</p> <p>第16条 知事は、飼い犬が、人の生命、身体又は財産に害を加え、又はそのおそれがあると認めるときは、その犬の所有者に対し、その犬に口輪をつけることその他必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>《大阪府動物の愛護及び管理に関する規則》 （人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場合）</p> <p>第3条 条例第4条第1項第4号の人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場合として規則で定めるときは、展覧会、品評会、競技会、興行等のため飼い犬（同項に規定する飼い犬をいう。以下同じ。）を使用するときとする。</p>
ホームページ	
備考	